

# 令和8年度長野県希少野生動植物保護監視員（脊椎動物対象）募集要項

## 1 趣旨

長野県に生息又は生育する希少野生動植物を保護するため、長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号。以下「条例」という。）第38条第2項の規定により、長野県希少野生動植物保護監視員（以下「監視員」という。）を募集します。

## 2 監視員の活動

希少野生動植物の保護に関する次の業務を行っていただきます。

- (1) 指定希少野生動植物の生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）の監視指導に関すること
  - (2) 指定希少野生動植物の生息又は生育の分布等に関する定点観測に関すること
  - (3) その他希少野生動植物の保護に関し、必要な活動を行うこと
- ※活動状況を毎月県に報告していただきます。

## 3 監視対象の希少種

条例で定める以下の指定希少野生動植物（脊椎動物）

- |          |             |              |
|----------|-------------|--------------|
| ・クビワコウモリ | ・ヤイロチョウ     | ・クマタカ        |
| ・ライチョウ   | ・ハクバサンショウウオ | ・アカイシサンショウウオ |
| ・シナイモツゴ  | ・イヌワシ（特）    | ・ブッポウソウ（特）   |
| ・アカモズ（特） |             |              |

（（特）：指定希少野生動植物のうち、特別指定希少野生動植物）

## 4 委嘱期間

令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

ただし、監視員がその業務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき、若しくは条例の規定に違反し、その他監視員にふさわしくない非行があったときは、委嘱を取り消すことがあります。

## 5 応募要件

次に掲げる事項の全てに該当することが要件となります。

- (1) 次のいずれかの要件に該当する者
  - ア 長野県自然観察インストラクターとして登録している者
  - イ 長野県自然保護レンジャーとして委嘱を受けている者
  - ウ 指定希少野生動植物の保護回復活動の実績を有する者
  - エ その他希少野生動植物の保護に関する資格等を有する者
- (2) 希少野生動植物に関する一定の専門的な知識を有しており、かつ、指定希少野生動植物の生息地等を熟知している者
- (3) 条例の趣旨を理解し、誠実に業務を遂行できる者
- (4) 年間10日以上業務に従事することが可能で、かつ、長野県が主催する研修会等に原則として出席できる者
- (5) 年齢20歳以上の者

## 6 申込方法

### （1）提出書類

- ア 長野県希少野生動植物保護監視員申込書（別紙1）
- イ 活動実績レポート（別紙2、ただし以下の内容を記載していれば任意様式も可）  
※指定希少野生動植物のうち、専門とする脊椎動物について、これまでに行った保護回復活動の実績を400～800字程度で具体的に記載してください。  
(保護回復活動の例：生息地での保全活動・調査活動・巡回活動、普及啓発活動、研究論文の発表等)
- ウ 顔写真 2枚（たて3cm×よこ2.5cm、上半身、無帽）  
うち1枚は申込書に貼付すること。

### （2）募集期間

令和8年1月13日（火）から令和8年2月13日（金）17時まで（必着）

### （3）提出先

以下のいずれかの方法により、書類を提出してください。

ア 郵送又は持参により提出する場合

提出先：〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県環境部自然保護課  
封筒に「希少野生動植物保護監視員申込書在中」と朱書きすること。

イ ながの電子申請サービスを利用する場合

以下の URL 又は QR コードのリンク先から提出してください。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=64799](https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=64799)



(4) その他

申込書、活動実績レポート及び写真の返却はいたしません。

## 7 選考方法

書類審査により、適格者を選考します。

選考結果は、3月上旬を目途に通知します。

なお、選考結果に関するお問い合わせは受けられませんのでご了承願います。

## 8 遵守事項

監視員業務の遂行にあたっては、以下の項目を遵守していただきます。

- (1) 別に発行する身分証明書を必ず携帯し、貸与する腕章を着用すること
- (2) 指導に際しては、条例の規定の範囲内においてするものとし、また、相手方の人格を尊重し、差別的な取扱いや不快の念を抱かせることのないよう誠実かつ慎重な態度で接すること
- (3) 業務で知り得た情報は適切に管理し、知事の許可なく公表等しないこと
- (4) 他法令を遵守すること

## 9 研修会等の実施

必要に応じて、希少野生動植物の専門知識等に関する研修会や監視員相互の連携及び情報交換を行うための会議を開催します。

## 10 その他

(1) 報酬はありません。

(2) 傷害保険の加入を県の負担で行います。